

質疑に対する回答

京都府建設交通部
公営企業経営課

件名	京都府大野発電所(水力発電所)の電力売却
履行場所	仕様書のとおり

令和7年12月8日

[質問事項]		[回答]	
No.	項目	内 容	
1	非化石価値について	非化石証書の取得については受注者が行うという認識でよろしいでしょうか。	
2	発電側課金について	仕様書2-1において「算定された同月の電力量料金と相殺し」と記載がありますので京都府様の負担の認識ですが、一方落札者に提出が求められており別記様式9では入札金額の算定に用いた発電側課金単価を記載する必要がございます。 発電側課金は相殺でご負担いただけるのか、入札の際単価に考慮するのか、どちらが正しいでしょうか。	「算定された同月の電力量料金と相殺し」とは、買受人が一般送配電事業者に支払うことを明確にするための記載であり、京都府で負担するといった意味合いではございません。 発電側課金は落札者様に御負担いただくこととなりますので、入札の際単価に御考慮ください。
3	計画について	月間(週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW)、年間(月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW)でご提出いただくことは可能でしょうか。	可能です。
4	京都府内への全量供給について	契約書案等において大野発電所様から購入した売却電力量を非化石価値も含めたうえで京都府内に全量供給する旨ご指定されておりますが、全量供給ができない期間が長期に渡るなどの場合に契約解除等のペナルティはありますでしょうか。	府内に全量供給できることを入札の前提としているため、現時点ではペナルティ等の設定は想定していません。 なお、仕様書3-4(1)に、需給契約期間中に府内への全量供給ができないことが判明したときは、速やかに本府に報告し、本府の指示に従うものとする。と記載しています。何らかの事情により需給契約期間中に京都府への全量供給ができない事態が発生した場合は、個別事情に即して対応を検討します。(報告書や事業改善計画の提出、実行を求めることが考えられます。)
5	仕様書1-5(1)発電量の通知について	発電量の通知について、前日の8時までにメール送信によるものとして頂くことはできますでしょうか。	可能です。
6	仕様書1-5(1)発電量の通知方法について	FAX送信が必須の場合は、その頻度について教えて頂けますでしょうか。 例) 原則FAX送信なのか、原則メールで通信不調のみFAX送信なのか、など。	送信方法はFAX又はメールのいずれでも可能ですが、片方が不調であればもう片方を選択して通知します。
8	仕様書1-6発電停止時間について	1-6について、故障時だとしても努力義務ではなく、事前通知を原則として頂くことはできますでしょうか。 また、予め判明している情報については事前通知を原則とした給電申合書を締結させて頂くことはできますでしょうか。(3-6で申合書締結可能と記載あり)	故障を事前に把握できている場合は事前通知を原則とすることが可能です。あらかじめ判明している情報の事前通知を原則とした給電申合書の締結は問題ありません。

9	仕様書1-10(3) 容量市場の取り扱いについて	容量市場システムの運用、精算など、容量市場に係る業務分担についてどのような整理になりますでしょうか。 本件は京都府大野発電所のBGからの切り出し販売と認識しており、容量市場に関する運用業務は当社側には無い理解であります、念のため確認したい次第です。	必要に応じて情報提供を依頼することはあるかもしれません、基本的に落札者様に分担していただく業務はございません。
10	仕様書1-10(3) 容量市場の取り扱いについて	変動電源への指令が出た際の対応についてご教示頂けますでしょうか。 発動指令電源として容量市場に登録されると想定しますが、京都府大野発電所殿のBGからの切り出し販売なので京都府大野発電所 殿がTSOからの指令を受けた際に当社側で行う作業は無い理解であります、念のため確認したい次第です。	京都府は容量市場において変動電源（単独）に該当します。必要に応じて情報提供を依頼することはあるかもしれません、基本的に落札者様に分担していただく業務はございません。
11	公告11入札について	2回目入札を辞退する際、辞退届の提出は必要でしょうか。必要な場合、いつ、どのように提出すればよろしいでしょうか。	必要です。2回目入札開札前までに手交をお願いします。
12	公告11(3)キ入札方法について	郵送により入札書を提出する場合、中封筒に入札書を入れ、外封筒に確認結果通知書の写しを入れるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	公告11(8)入札金額の端数処理について	見積もった金額の110分の100に相当する金額に小数点以下の端数が発生した場合の端数処理に指定はございますでしょうか。	小数点以下の端数が発生することはございません。
14	公告1(6)	24/7マッチングでなく、年度あたりの京都府内実需要に対して、年度あたりの発電相当量のFIT非化石証書を充当する運用で認識に相違ございませんでしょうか。 本件は、電気そのものの供給方法ではなく、非化石価値の供給（証書の充当方法）に関する確認です。 非化石価値の供給方法には複数あり、例えば、京都府内の需要家1件1件の使用量と発電量をそれぞれ30分ごとに照合し、照合できた分・不足分に応じて種類の異なる非化石価値の証書を使い分ける、といった細かな方法もございます。 一方当社では、需要家ごとの30分値照合は行わず、年度（1年間）の京都府内の全需要家の総使用量に対して、FIT非化石証書をまとめて充当する方法を想定しております。 つきましては、当社が予定している「年度単位でFIT非化石証書を充当する方法」が、仕様書3-4 契約条件(1)に記載の「購入した電気は非化石価値も含め京都府内に全量供給すること」という条件と整合しているかをご確認いただきたく、質問させていただくものです。	御認識のとおり、電力需要と非化石価値付き電力の供給を時間単位で一致させる24/7マッチングではございません。また、貴社の予定する非化石価値の供給方法で支障ありません。 なお、京都府は非FITですので御承知おきください。

15	仕様書1-5(1) 発電量の通知方法について	当社グループはBGを組成しており、電力の買取と、需要家向けの電力販売を分けて運営しております。そのため、売却頂く電力の契約先は、“A社”、需要家向けの小売電力供給についてはB～Dの3社で対応する形となります。この点問題ないかご確認をお願いいたします。	問題ありません。ただし、仕様書3-2及び3-4(2)で定める本府への報告等については、あくまでA社として御対応いただく必要があります。
16	仕様書1-10(2)	容量市場に係る経済的ペナルティが発生した場合、当該ペナルティ金額の確定がN月+4ヶ月後になるかと存じますが、受給契約における料金精算はそのタイミングで実施することでよろしいでしょうか。また、そのケースであれば受給契約期間満了後に金額確定となるもとと思料しますが、別途精算を行うとの認識でよろしかったでしょうか。	御認識のとおりです。
17	仕様書2-2	大野発電所は一般送配電事業者の託送供給約款における系統設備効率化割引の適用対象となるのかご教示頂きたい。（適用対象となる場合、適用される割引区分についても、あわせてご教示頂きたい。）	大野発電所は系統設備効率化割引の適用対象です。適用される割引区分は、系統設備効率化割引A(b)のA-3です。（令和7年12月現在）
18	仕様書2-3	電力量料金のご請求については、納入通知書（納付書）によるものと思料しますが、その場合、適格請求書（インボイス）を別途発行頂くことは可能でしょうか。また、インボイスを発行頂ける場合、記載内容について別途調整させていただくことは可能でしょうか。	京都府が発行する納入通知書（納付書）は、適格請求書に必要な記載事項の要件を満たしたものとなっていますので、別途作成することは想定していません。